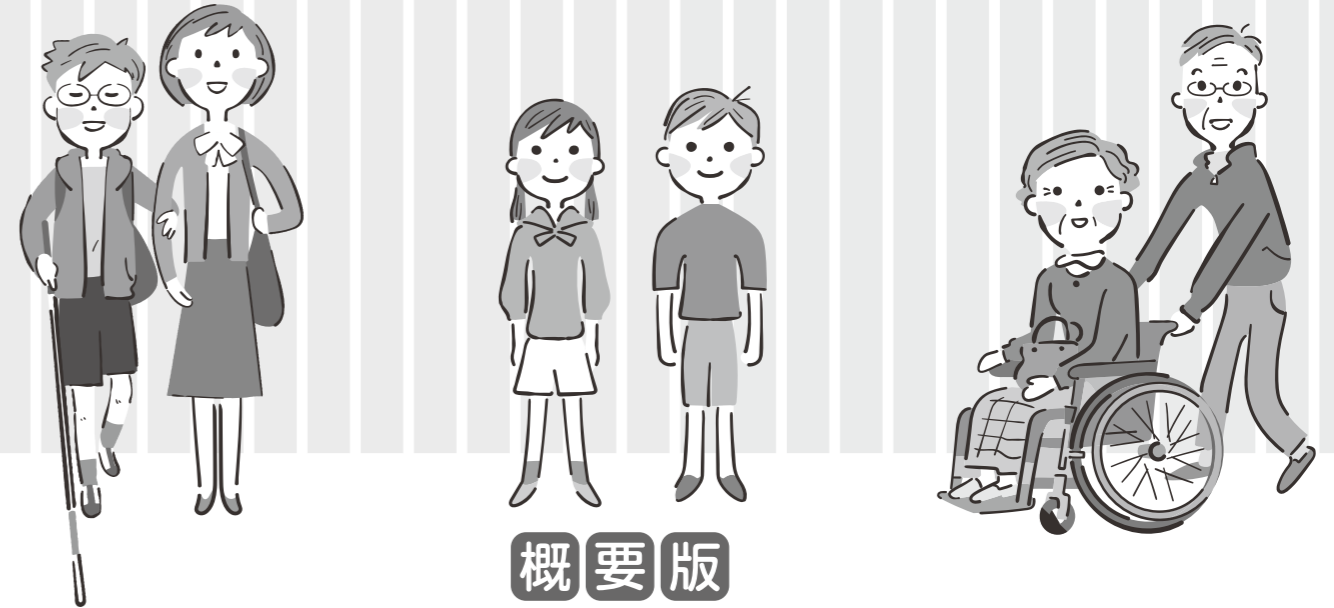


障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画

第6期

第2期



概要版

令和3年3月 藤井寺市

はじめに

本市では、平成27年3月に「藤井寺市障害者計画」を、平成30年3月に「藤井寺市第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」を策定しました。

このたび、令和2年度末でそれぞれの計画期間満了を迎えることから、令和3年度を初年度とする「藤井寺市障害者計画」、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の対象

本計画の対象は、「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- その他の心身の機能に障害のある人

障害者計画

計画期間：令和3年度～令和8年度

「藤井寺市障害者計画」は、「障害者基本法」に基づき、本市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な目標を定めた計画です

計画の理念

人権尊重の理念に基づく
障害者施策の構築を目指して

6 精神障害に対する支援体制

現在、本市では協議の場を設置できておらず、設置に向けて、近隣市や藤井寺市障害者支援会議と交渉を行い、設置に合わせ、各区分の関係者に参画を呼びかけます。また、協議の場においてさまざまな検討を進める中で、精神病床における1年以上の長期入院患者数退院人数の目標設定とその評価を行っていきます。

7 相談支援体制の充実・強化のための取組

現在の藤井寺市障害者支援会議の相談支援事業所部会を活用し、顔の見える関係づくりを基本とした連携強化や、他市の相談支援専門員との交流の場づくり、外部講師の活用による人材育成の支援について検討します。

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

府が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。また、令和5年度中に障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制を構築することを目指します。

9 地域生活支援事業

必須事業については、障害のある人の地域生活を支えるために必要なサービスであるとの認識の下、引き続き、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、サービスの提供を行います。任意事業については、地域生活支援事業補助金を有効に活用し、支援を必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、ニーズを把握し、必要に応じて事業の見直しや組み替えを行っていきます。

10 障害児支援事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズに応じた施設整備や受け入れ体制の充実を図っていきます。居宅訪問型児童発達支援は、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、各事業所に対して提供体制の整備を促します。

11 その他

新型コロナウイルスの感染の影響を考慮しつつ、自己決定の尊重、情報の周知と把握、さまざまな障害に対応した体制の整備や各種関係機関との緊密な連携など、障害者計画に記載のある取組事項を踏まえながら、障害福祉計画、障害児福祉計画の着実な推進を図ります。

藤井寺市障害者計画 障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）

概要版

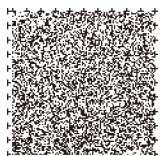
■ 発行年月／令和3年3月

■ 編集・発行／藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL：072-939-1111（代表） FAX：072-939-0399

▼SPコード



▼SPコード



基本目標

1 インクルーシブな社会への理解促進

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障害の有無に関わらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮し、アクセシビリティを向上させ、全ての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

2 意思決定の尊重

ライフステージの全ての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるよう、当事者本位の自立した生活を送るために必要となる、さまざまなサービスや支援の実施や、その支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

3 まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるよう、事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図り、市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、共に支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開し、包括的な支援体制の構築に取り組みとともに、相談支援や多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施を検討します。

施策体系

施策の基本方向	施策の取組
1 差別解消と権利擁護	① 障害を理由とする差別解消の推進
	② 権利擁護・人権擁護の推進
2 生活支援	① 在宅サービス等の充実
	② 障害児支援の充実
	③ 地域福祉活動の推進
	④ 保健・医療の充実
	⑤ 雇用機会拡大・就労の支援
3 教育・育成	① インクルーシブ教育の充実
	② 教育環境の整備
4 生活環境	① 住空間・公共施設等のバリアフリー化
	② 防災・防犯への対応
	③ 情報アクセシビリティの向上

重点的な取組

① 共生社会の実現

- 障害者の差別解消
- 地域福祉活動の推進

③ 相談支援・情報提供体制の充実

- 相談支援専門員の確保
- 基幹相談支援センターのあり方の検討

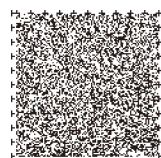
② 障害者雇用・就労の促進

- 職場実習の受け入れ
- 優先調達の実施

④ 障害児支援の提供体制の充実

- 障害児部会の設置
- サポートブックはばたきの活用

▼SPコード



障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）

計画期間：令和3年度～令和5年度

「藤井寺市障害福祉計画」は「障害者総合支援法」、「藤井寺市障害児福祉計画」は「児童福祉法」に基づき、本市における障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画です。

各サービスの取組方針

1 訪問系サービス

今後も全体的に微増傾向にあることから、引き続きサービス提供体制の充実に努めていきます。また、高齢障害者の増加や、高次脳機能障害、医療的ケアなどさまざまな障害特性に対応する必要性が今後ますます高まることから、居宅介護従事者の知識や技術の向上を図るため、府主催の研修の周知等を進めます。

2 日中活動系サービス

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度実績が若干少なくなっていますが、収束により利用者の回復・増加も見込まれることから、引き続き利用意向を踏まえながら、サービス量の確保に努めます。また、自立訓練、療養介護、短期入所については、市内提供事業所がない、又は少ない状況であることから、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。なお、就労系事業については、在宅支援が有効であると認められるケースにおいては、国の基準に基づき、支給決定を行っていきます。

3 居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

4 相談支援

一人ひとりの状況やニーズに丁寧に対応するためにも、相談支援は重要な役割を果たすことから、多様な事業者の参入を促し、既存の相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

5 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングとして、毎年講座（定員10人）を開催しており、今後も継続して実施していきます。ペアレントメンター事業については、府が養成講座を行っており、周知に努めます。ピアサポート事業については、事業のあり方の検討やニーズの把握に努めます。



▼SPコード

